

令和4年度「青森県・東通村」 連携融資制度

東通村では、青森県が実施する特別保証融資制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

1. 東通村内で創業する方

◎対象資金	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金【創業する事業】
◎補助対象者	東通村内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者で次のいずれにも該当する方。 <ul style="list-style-type: none">・融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方・個人にあっては東通村内に住所又は主な事業所を有する方、あるいはその予定の方、法人にあっては東通村内に法人登記又は事業所を有する方、あるいはその予定の方。・東通村に納付すべき税金を滞納していないこと。
◎補助内容	県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給。

2. 新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じている方

◎対象資金	青森県経営安定化サポート資金【災害枠】
◎補助対象者	県が災害等に指定する「新型コロナウイルス感染症」により経営の安定に支障を生じている東通村内中小企業者等の方で、次のいずれにも該当する方。 <ul style="list-style-type: none">・融資額3,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間2年以内）で融資を受けた方・東通村内に主な事業所を有する中小企業者又は個人事業主・東通村に納付すべき税金を滞納していないこと。・セーフティネット保証4号、5号のいずれかの保証制度を適用したものの
◎補助内容	県による信用保証料の30%補給後の保証料を全額補給。

実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

○青森県特別保証融資制度に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

○信用保証料補助に関すること

東通村商工観光課商工観光グループ 電話 0175-27-2111

<連携融資制度に関するQ&A>

【1. 東通村内で創業する方】について

Q1. 希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

【1. 東通村内で創業する方】【2. 新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障を生じている方】共通

Q2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

（ 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金 ）

Q3. 東通村に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、村外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は、村内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。村外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

ただし、【1. 東通村内で創業する方】の場合は、村外の事業所に係る事業資金も対象となります。